



1 改正の背景

平成25年8月15日に京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3人、負傷者56人という火災事故が発生しました。

この火災は、花火大会に出店していた露店（ベビーカステラ）の関係者が、発電機に携行缶のガソリンを補給しようとした際に、露店で使用していたガスコンロの火がガソリンに引火して爆発したものです。

また、観客席や露店、発電機及びガソリン携行缶の位置が近かったことから被害が拡大したと考えられます。

同様の事故を防ぐため、津市火災予防条例を一部改正し、対象火気器具等の取り扱いに関する規定を整備しました。

対象火気器具等とは

- ① 火を使用する器具
- ② その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、液体燃料を使用する器具
- ③ その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、固体燃料を使用する器具
- ④ その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、気体燃料を使用する器具
- ⑤ その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、電気を熱源とする器具

※ 火気器具等の具体例

コンロ、グリドル、ストーブ、発電機など



2 条例の概要

主な改正事項は次のとおりとなります。

(1) 消火器の準備（屋内・屋外とも）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して対象火気器具等を使用する場合には、消火器の準備をした上で使用することを義務付けました。

多数の者が集合する催しとは

一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しであり、一定の社会的広がりをもつものとしします。

したがって、集まる人の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が集まる催しなど）は、対象外とします。

消火器を準備する者

消火器を準備する者は、原則として、対象火気器具等を取り扱う者となります。

(2) 露店等の開設届出（屋内・屋外とも）

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防署へ届出をする必要があります。

なお、届出を行う者としては、露店等を開設する者としします。

(3) 指定催しの指定（屋外のみ）

祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお、指定するときには、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、主催者にその旨を通知し、公示します。



消防長が定める要件

大規模な催しが開催可能な公園、海岸、道路その他の場所を会場として開催される催しのうち、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しとする。ただし、消防長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

※ 「指定催し」を指定する場合、原則として、あらかじめ当該催しの主催者の意見を聴くこととします。

※ 「指定催し」を指定した場合、その旨を当該「指定催し」の主催者に通知するとともに公示します。

(4) 指定催しの防火管理（屋外のみ）

(3)の指定催しを主催する者に対し、「防火担当者」を定め、「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させるとともに、火災予防上必要な業務を行わせなければならないことを義務付けました。

また、開催する日の14日前までに当該計画を消防署に提出することを義務付けました。

火災予防上必要な業務に関する計画の内容

ア 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

イ 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

ウ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

エ 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

オ 火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

カ その他火災予防上必要な業務に関すること。

(5) 罰則（屋外のみ）

(3)の「指定催し」の主催者等が火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合は、当該「指定催し」の主催者等を、30万円以下の罰金に処します。

3 施行期日

施行期日は、平成26年7月1日です。

